

○「ジャカルタ会議」の合意事項（ジャカルタ声明より）

- (a) 国連海洋法条約第43条の実施に関するTTEG（三カ国技術専門家グループ会合）の努力を含め、海峡の航行安全の向上及び海洋環境の保全におけるTTEGの取り組みが支持され、奨励されるべきであること
- (b) 沿岸3カ国が、利用国、海運業界、海峡の安全航行に関心のある者と定期的に集まり、海峡の安全、セキュリティ、環境保全に関することと同様、負担分担も含めた可能な選択肢を探求することを含め、海峡が安全で航海に開かれていることを維持することの協力の促進について議論する場を設けること、そして、適宜、結果についてIMOに報告すること
- (c) 海峡における海上の状況把握を強化し、安全、セキュリティ及び環境保全の分野における協力的措置の強化に貢献するため、各国内及び各国間において情報を交換するメカニズムを、可能であれば、3カ国技術専門家グループ（TTEG）のメカニズムのような既存の枠組み上に構築し強化するための努力が沿岸3ヶ国を通じてなされるべきであること
- (d) 沿岸国において海運へのセキュリティ上の脅威に対処する能力の更なる強化を目的として、海事セキュリティに関する3カ国技術専門家グループ（TTEG）を含め、海峡における協調された海上パトロール、特に、海上保安訓練プログラム及び海上演習等の協力の他の形式を通して、沿岸三カ国の協力的及び実戦的な措置を促進し、積み重ね、拡大すること

○「クアラルンプール会議」の合意事項（クアラルンプール声明より）

- (a) 海峡における航行安全の向上及び海洋環境保全のためのTTEG（沿岸三ヶ国専門家会合）の取り組みが支持され、奨励され続けること
- (b) 沿岸国の継続的な努力と航行安全及び環境保全について沿岸国により提案された、沿岸国、利用国、海運業界及び他のステークホルダーの間の対話及び緊密な協力を促進するための協力メカニズムを支持すること
- (c) クアラルンプール会議にて提案された航行安全の向上及び環境保全のためのプロジェクトが支持されること
- (d) 沿岸国、利用国、海運業界及び他のステークホルダーが、上記プロジェクト及び海峡における航行援助施設の維持、更新に対して任意に資金を供給するメカニズムの確立に向けて協力すること
- (e) 沿岸国は、海峡における海上セキュリティの向上に向けて努力し続けるべきであること